

鳥取県告示第16号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	玉崎 章子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
眼科	視覚障害	大谷 史江	〃
消化器内科	小腸機能障害	宮崎 慎一	鳥取市末広温泉町458 鳥取生協病院
リハビリテーション科	肢体不自由 音声・言語・そしゃく機能障害	竹中 晋	米子市皆生新田三丁目7-8 医療法人友絃会皆生温泉病院